

会 議 録

会議の名称	第65回 西東京市都市計画審議会
開催日時	令和2年11月18日（水） 午前9時30分から11時50分まで
開催場所	保谷庁舎 防災センター6階 講座室2
出席者	<p>【委員】 後藤委員、齋藤委員、酒井委員、田代委員、田村委員、富永委員、納田委員、細見委員、宮崎委員、森委員</p> <p>【西東京市】 松本まちづくり部長 (都市計画課) 門倉課長、広瀬主査、稲越主任、紺野主任、鈴木主任、山倉主事 (交通課) 長塚課長、坂本課長補佐</p>
議 事	<p>議案第1号 西東京市都市計画生産緑地地区の変更について</p> <p>議案第2号 多摩部19都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（回答）（案）</p> <p>議案第3号 西東京市都市計画都市再開発の方針の変更について（回答）（案）</p> <p>報告事項 西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差化計画等の都市計画案及び環境影響評価書案の説明会について</p>
会議資料の名称	<p>資料1-1 西東京市都市計画生産緑地地区の変更（西東京市決定）（案）及び計画図（案）</p> <p>資料1-2 令和2年度 西東京市都市計画生産緑地地区の変更案の内容について</p> <p>資料1-3 令和2年度 西東京市都市計画生産緑地地区 地区番号別変更概要</p> <p>資料1-4 令和2年度 西東京市都市計画生産緑地地区 都市計画変更予定箇所図</p> <p>資料1-5 都市計画の策定の経緯の概要（西東京市都市計画生産緑地地区）</p> <p>資料2-1 多摩部19都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（回答）（案）</p> <p>資料2-2 多摩部19都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（照会）</p> <p>資料2-3 多摩部19都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（案）</p> <p>資料2-4 西東京市の地域将来像の新旧対照表</p> <p>資料3-1 西東京市都市計画都市再開発の方針の変更について（回答）（案）</p> <p>資料3-2 西東京市都市計画都市再開発の方針の変更について（照会）</p> <p>資料3-3 多摩部17都市計画 都市再開発の方針（案）</p> <p>資料3-4 西東京市都市計画都市再開発の方針の新旧対照表</p> <p>資料4 西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差化計画等の都市計画案及び環境影響評価書案の説明会資料一式</p>
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>○鈴木主任： 開会の挨拶</p> <p>○松本部長： 挨拶</p> <p>○鈴木主任： 議事内容の説明、会議資料の確認</p> <p>○酒井職務代理： （開会宣言） 本日は、保井会長、市川委員、内田委員、塩月委員、甚野委員、村田委員、村山委員が所用のため欠席という報告を受けており、ただいまの出席委員10名ということで、西東京市都市計画審議会条例に規定する定足数を満たしていることを報告する。 議事に先立ち、本日の審議会の傍聴及び会議録の公開について各委員に意見を諮る。 （全会一致で傍聴及び会議録を公開とする。）</p> <p>～傍聴者なし～</p>	

- 酒井職務代理： それでは次第に沿って議事を進める。
まちづくり部長から本日の議案書の提出を受ける。
- 松本部長： 議案書の提出
議案第1号「西東京都市計画生産緑地地区の変更について」
議案第2号「多摩部19都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（回答）（案）」
議案第3号「西東京都市計画都市再開発の方針の変更について（回答）（案）」
- 酒井職務代理： 議案第1号「西東京都市計画生産緑地地区の変更について」、事務局に説明を求める。
- 門倉課長： 今回の西東京都市計画生産緑地地区の変更は、令和元年度に届出された買取申出及び公共施設等設置行為による計17地区、約27,980㎡について、地区の一部又は全部の削除を行うものである。（以下、資料1により説明）
- 酒井職務代理： それでは、これより質疑に入る。質問、意見があれば発言願いたい。
- 納田委員： 地区番号の振り直しを行った場合、生産緑地地区の申出基準日は、振り直し前の申出基準日に準じるのか、それとも新たに設けられるのか。
資料1－3の5ページの地区番号113について、今回の生産緑地地区の削除前は、道路を挟んで同じ地区番号が振られていたようだが、道路により地区が分断されているので地区番号を振り分けるべきだったのではないか。
地区番号317について、買取申出により生産緑地地区が削除されることにより、残った地区の一部で面積要件の欠如が発生し、生産緑地地区から削除されるとのことだが、根拠法令を伺いたい。また、市の条例等により面積要件が欠如した農地を生産緑地地区として残していくことはできないのか。
- 門倉課長： 振り直しが行われた生産緑地地区の申出基準日は、振り直し前の申出基準日がそのまま継続される。
地区番号113について、生産緑地地区の削除前は地区番号の振り直しをする要件に該当していないため、同一の地区番号となっている。
面積要件の欠如については、生産緑地法第3条第1項第2号により生産緑地地区として指定できる一団のものの区域が500㎡以上と定められているが、生産緑地地区を残していくため、西東京市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例により300㎡以上に緩和している。
- 納田委員： 振り直し後の生産緑地地区については、申出基準日が近づいた際に特定生産緑地の指定申請を行えば、特定生産緑地に指定することが出来るという認識で良いか。
条例で300㎡以上に面積要件を緩和したことは理解したが、生産緑地地区を残していくため、今後、それ以上に緩和することは考えられるか。

- 門倉課長： 特定生産緑地の指定については、認識のとおりである。
生産緑地地区の面積要件については、今後の社会情勢を踏まえ必要に応じて検討する必要があると考えるが、現時点では300㎡以上で運用していく。
- 後藤委員： 生産緑地地区が減っていくことへの危機感から、農地保全に関する建議に至ったため、今後、検討の進捗状況については年に1回程度報告してほしい。
- 酒井職務代理： 他に意見、質問はないか。無いようであれば質疑を終了する。これより採決を行う。
議案第1号「西東京都市計画生産緑地地区の変更について」決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
挙手、全員と認める。よって本案は原案どおり決定する。
ここで、まちづくり部長に決定書の交付を行いたいと思う。
(まちづくり部長へ議案の決定書を交付)
- 続いて議案第2号「多摩部19都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について(回答)(案)」、事務局に説明を求める。
- 門倉課長： 多摩部19都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(以下、「都市計画区域マスタープラン」という。)について、東京都より都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項に基づく意見照会があったため、東京都に対する回答(案)について諮問する。(以下、資料2により説明)
- 酒井職務代理： それでは、これより質疑に入る。質問、意見があれば発言願いたい。
- 納田委員： 8月19日に南町スポーツ・文化交流センターきらっとで開催が予定されていた公聴会が中止になった理由を伺いたい。
案の80ページにおける田無の記載内容について、田無駅は、西東京市にとって重要な地域と考えるが記載は2行のみで、他地区よりも記載内容が弱いと感じた。なぜこのような記載となったのか。また、西東京市都市計画マスタープランの上位計画となるため、東京都の予算配分にどのような影響があるのか。
西東京市における都市づくりのランドデザインが無い中では、西東京市都市計画マスタープランと整合を図るほかないと考えるが、西東京市都市計画マスタープランは平成16年に策定され、すでに10年以上が経過している計画が現在の状況に即していると考えられないため、整合していないと考えるがいかがか。
- 門倉課長： 公聴会は、多摩部の市民等から口述書の提出が無かったため中止したと東京都から伺っている。
田無の記載については、現行の西東京市都市計画マスタープランとの整合及び事業の進捗状況を踏まえ、東京都と調整をした結果、今回の記載となったと認識しており、市としては、この記載で問題無いと判断している。

現行の西東京市都市計画マスタープランは、平成16年度に策定し、平成25年度に見直しを行っている。策定当時の西東京市都市計画マスタープランは、おおむね20年後のまちづくりの将来像として策定されているため、今回の都市計画区域マスタープランについては、現行の西東京市都市計画マスタープランとの整合で問題が無いと認識している。しかし、西東京市都市計画マスタープランの目標年次が近づいていることから、今後の改定の際には、都市づくりのランドデザインのような新たな計画策定等についても合わせて検討をする必要があると認識している。

○納田委員： 口述書の提出が無い場合は公聴会が開催されないと案内はあったのか。都市計画区域マスタープランの案に意見がある場合、東京都にどのように意見を伝えればよいか。東京都から都市計画区域マスタープランの改定の知らせがあったのはいつか。

田無駅南口については、既存の計画に合わせるのではなく、現在の事業の進捗に合わせて都市計画区域マスタープランに記載するよう東京都と調整をすべきと考える。

都市計画区域マスタープランの改定に合わせて西東京市都市計画マスタープランを改定すべきと考える。また、上位計画である都市計画区域マスタープランに記載の無い内容を西東京市都市計画マスタープランの変更の際に記載することはできないと考えるがいかがか。

○門倉課長： 公聴会については、市報や東京都のホームページ等で案内を行っている。また、本審議会の委員へは、別途開催のお知らせをしたが、お知らせの中で口述書の提出が無ければ公聴会が開催されないと詳細には説明していない。案内をする際は、丁寧に説明をすべきであったと認識している。

東京都への意見については、令和2年12月上旬に東京都が都市計画案を縦覧する予定のため、その際に意見書の提出が可能と伺っている。

都市計画区域マスタープランの変更については、平成30年12月から東京都と調整を開始しており、東京都が広域的見地から案を作成し、その内容について市に照会があった。市としては、現行の西東京市都市計画マスタープラン及び事業の進捗状況を踏まえ東京都と調整をしているが、最終的には東京都が決定権者となる。

今回は、都市計画区域マスタープランの改定が先行したが、市の具体のまちづくりについては、西東京市都市計画マスタープランの改定に合わせて検討していくものと認識している。

○松本部長： 補足をするが、公聴会は、公述人が意見を述べる場であるため、一般的な説明会とは異なる。そのため、自由に参加をして意見を述べる事が出来る場ではない。事務局からの案内が不足していたことは反省をする必要があると考えている。

今回定めるのはあくまで都市計画であるため、記載内容により東京都の予算配分に直接影響が出ることはない。

東京都の都市計画と市町村の都市計画の関係についてだが、東京都が都市計画を定める場合は、市町村の都市計画を反映して定めることとなってお

り、市町村が都市計画を定める際は、東京都の都市計画に即して定めることとなっている。そのため、今回の都市計画区域マスタープランの案は、現在の西東京市都市計画マスタープランを反映していると認識している。

田無駅周辺のまちづくりについては、現在、市としては、今後予定されている田無駅南口の都市計画道路の整備以外、具体のまちづくりについて検討に至っていない。そのため、今回の都市計画区域マスタープランの変更については、現在の西東京市都市計画マスタープランと整合していることから問題がないと判断をした。

市の具体のまちづくりについては、西東京市都市計画マスタープランの変更の際に検討をするものと考えており、今回の都市計画区域マスタープランの記載により制限されるものではないと認識している。

○細見委員： 東京都の都市づくりのグランドデザインや都市計画区域マスタープランは、国土全体を捉えた東京都の上位計画や社会経済情勢などを踏まえて策定をするものと認識している。また、ボトムアップをいくら行っても、全自治体の計画を網羅することはできないため、東京都として東京全体の都市づくりのコンセプトやグランドデザイン等とのバランスを見ながら検討した結果が、今回の案になったと感じている。

東京都では、都市計画区域マスタープランの原案を5月にプレス発表し、広く意見を求めるためパブリックコメントの実施や都市計画法に基づく公聴会の手続きを行うなどの手法を適切に実施していると認識している。

○森委員： 市民委員としては、この都市計画区域マスタープランの記載内容では、市の発展が期待できず、国や東京都からの予算獲得が出来ないと感じた。また、民間の不動産投資などが西東京市に集まってこないと感じた。

今後、西東京市都市計画マスタープランを改定する際には、西東京市版のグランドデザインを策定することで、戦略的に市の財政基盤を維持し、魅力的な都市計画を実施することができると思うため、ぜひ検討してほしい。魅力的なグランドデザインが策定できれば国や東京都から注目を集め、民間の投資にも繋がり、市の活性化に寄与すると考える。

○田村委員： 地域の拠点として、乗車人員が年間1,000万人以上の駅が位置づけられ、ひばりヶ丘、保谷、田無が選定されたが、枢要な地域の拠点に選定されなかったことから、田無駅の乗車人数がどの程度か伺いたい。

次に、73ページの公園などの整備の中でおおむね10年以内に整備する主な都市計画公園・緑地が記載されており、西東京市では東伏見公園が記載されているが、都市計画区域マスタープランでは東伏見公園についてどこまで整備されることを想定し記載されているか伺いたい。

○門倉課長： 田無駅の年間の乗車人員については、この場で資料を持ち合わせていない。

東伏見公園の整備は、おおむね10年以内の期間にまだ事業認可を取得していないすべての区域について事業認可を取得し、現在事業認可を取得している区域と合わせ整備していくことを目指して、記載がされた東京都から伺っている。

- 宮崎委員： 街歩きをしているとその市のイメージが見えてくると感じているが、西東京市ほどおとなしく変化が見えない市は無いと感じており、市の将来像がはっきりしていないのではと憂慮している。意見となるが、行政だけでなく市民や議員なども今後のまちづくりを考える必要があると感じた。
- 酒井職務代理： 他に意見、質問はないか。無いようであれば質疑を終了する。これより採決を行う。
議案第2号「多摩部19都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（回答）（案）」は諮問のとおり、妥当と認めることに賛成の方は挙手をお願いする。
挙手、多数と認める。よって本案は諮問のとおり妥当と認める。
ここで、まちづくり部長に答申書の交付を行う。
（まちづくり部長へ議案第2号の答申書を交付）
- 続いて議案第3号「西東京都市計画都市再開発の方針の変更について（回答）（案）」、事務局に説明を求める。
- 門倉課長： 西東京都市計画都市再開発の方針について、東京都より都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項に基づく意見照会があったため、東京都に対する回答（案）について諮問する。（以下、資料3により説明）
- 酒井職務代理： それでは、これより質疑に入る。質問、意見があれば発言願いたい。
- 納田委員： 資料3-3の254ページの田無駅南口地区について、地区計画制度などの手法を活用するとの記載がある。今まで、田無駅南口地区について地区計画を活用する予定はないと説明をされており、記載内容と差異があると感じたがいかがか。
- 松本部長： 田無駅南口の駅前広場周辺の用途地域は、現時点で見直す必要が無いため、地区計画の策定の予定は無いと説明をしている。また、田無駅南口駅前広場の南側において、今後整備が予定されている都市計画道路の沿道については、西東京市都市計画マスタープランに記載されている将来像と現在の用途地域の指定が異なるため、地区計画を用いたまちづくりの誘導が必要であると説明している。
都市再開発の方針（案）と今まで説明をしてきた内容は整合している。
- 酒井職務代理： 他に意見、質問はないか。無いようであれば、質疑を終了する。これより採決を行う。
議案第3号「西東京都市計画都市再開発の方針の変更について（回答）（案）」は諮問のとおり、妥当と認めることに賛成の方は挙手をお願いする。
挙手、多数と認める。よって本案は諮問のとおり妥当と認める。
ここで、まちづくり部長に答申書の交付を行う。
（まちづくり部長へ議案第3号の答申書を交付）

続いて報告事項「西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差化計画等の都市計画案及び環境影響評価書案の説明会について」、事務局に説明を求める。

○長塚課長： 令和2年10月に西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差化計画等の都市計画案及び環境影響評価書案の説明会を実施したため報告する。（以下、資料4により説明）

○酒井職務代理： それでは、これより質疑に入る。質問、意見があれば発言願いたい。質問はないか。無いようであれば、これで終了する。

続いて次第の3「その他」について、事務局に説明を求める。

○門倉課長： 次回の審議会の日程については、2月頃の開催を予定しているが、内容や時期が決まり次第、改めてご連絡差し上げる。

○酒井職務代理： 以上をもって本日の日程は全て終了した。都市計画審議会条例第8条に規定する議事録については、作成を事務局に指示する。これをもって第65回都市計画審議会を閉会する。

以上